

4月から

高齢者帯状疱疹定期予防接種を開始しました

令和7年4月1日から、帯状疱疹の発症や重症化予防を目的に、帯状疱疹予防接種の定期接種が開始されました。かかりつけ医等に相談のうえ、接種の効果や副反応などを十分理解し、接種の判断をしてください。

対象者

①令和7年度に次の年齢となる方

年 齢	生 年 月 日
65歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生
70歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生
75歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生
80歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生
85歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生
90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生
95歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生
100歳以上	大正15年4月1日以前に生まれた方

※対象の方には4月にうすだいい色の高齢者帯状疱疹予防接種券をお送りしております。

②60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある方（身体障害者1級程度）

※接種前に「身体障害者手帳」を持参のうえ、保健センターで手続きを行ってください。

接種場所 あま市・津島市・愛西市・弥富市・海部郡内の指定医療機関

接種期間 4月1日～令和8年3月31日まで

ワクチンの種類及び接種回数、自己負担額

ワクチン名	乾燥弱毒性水痘ワクチン 「ビケン」（生ワクチン）	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン 「シングリックス」（不活化ワクチン）
接種回数	1回	2回（1回目から2か月あけて2回目を接種）
自己負担額	3,000円	1回につき7,000円

※生活保護世帯の方は、接種前に保健センターで手続きしていただくことで、接種費用が免除となる「免除証明書」を交付します。

予防接種を受けるときの注意

- ✓すでに任意接種において不活化ワクチン1回目を接種し、2回目を4月以降に接種予定の方は、2回目について定期接種の対象となります。
- ✓接種券がお手元に届いたら、事前に医療機関に予約をお願いします。
- ✓必要な持ち物
高齢者帯状疱疹予防接種券、接種費用、本人確認書類（マイナ保険証等）
身体障害者手帳（対象者②に該当する方）、免除証明書（生活保護の方）
- ✓指定医療機関で接種できない方
手続きが必要となりますので、接種の10日前までに保健センターにご連絡ください。

問 甚目寺保健センター ☎443・0005